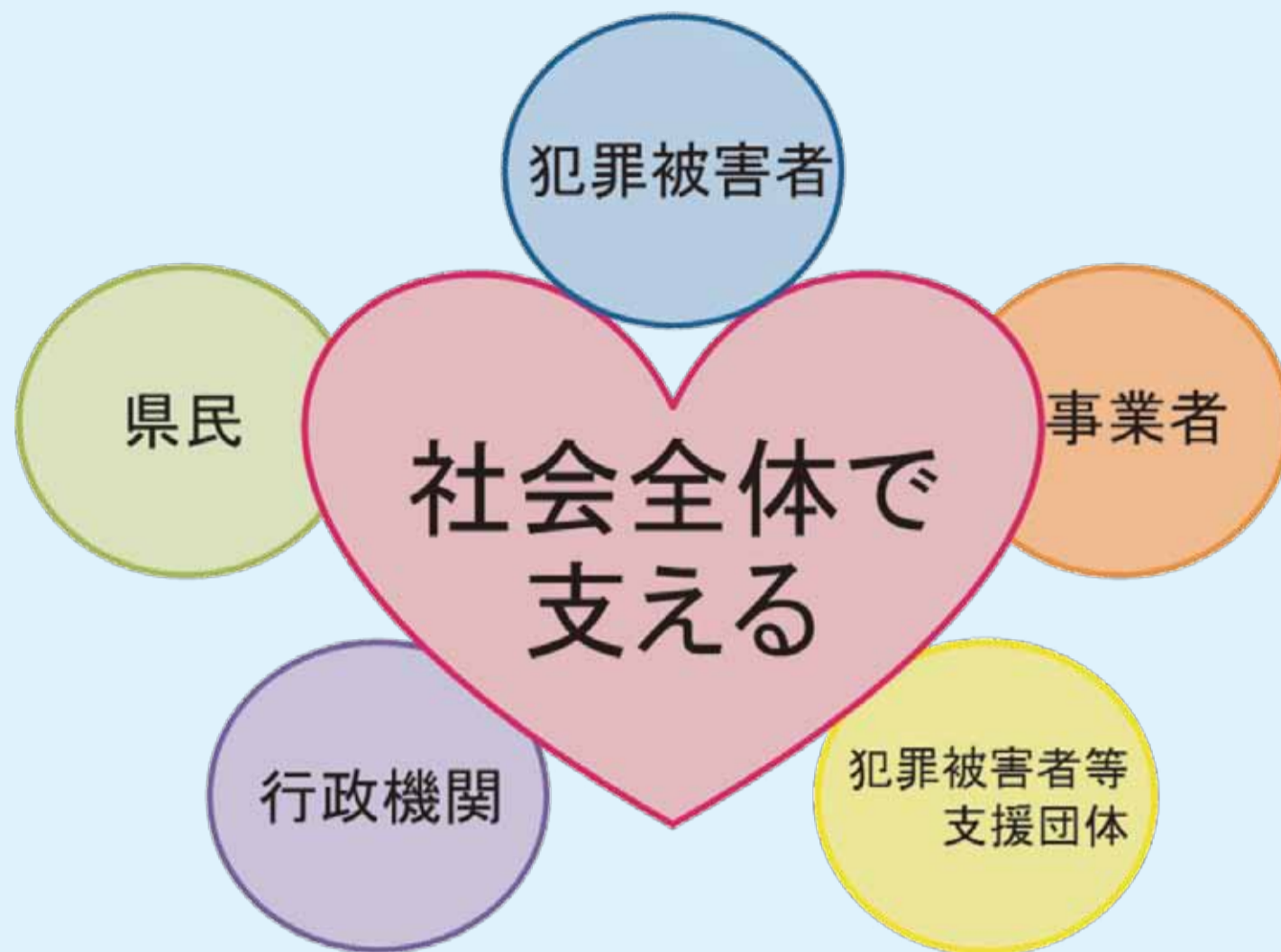


和歌山県犯罪被害者等支援条例 を制定しました！



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュットちゃん」



犯罪等に巻き込まれ苦しんでいる犯罪被害者やその家族、遺族の方々が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県・県民・事業者及び犯罪被害者等支援団体が連携し、県民みんなで犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、和歌山県犯罪被害者等支援条例を制定しました。

* 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族をいいます。

条例に基づく主な支援施策

① 相談及び情報の提供

被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士との相談費用を負担します。詳しくは県ホームページをご覧ください。

② 生活資金の貸付け

殺人事件等のご遺族や、犯罪の被害に遭い傷病を負った方やそのご家族を対象に、医療費や不測の経費についての貸付けを行います。詳しくは県ホームページをご覧ください。

③ 広報及び啓発

一人でも多くの県民に、犯罪被害者等の置かれた状況や心情について理解を深め、更なる被害を防止するため、啓発を行います。

【お問い合わせ先】 和歌山県 県民生活課 生活安全班
Tel. 073-441-2350 Fax. 073-433-1771

平成31年
(2019年)
4月1日より
施行